

監 査 報 告 書

令和7年5月12日

学校法人 アリス国際学園

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

学校法人 アリス国際学園

監 事 高見俊也 

監 事 山本 啓久夫 

私達は、学校法人アリス国際学園の監事として、私立学校法第52条に基づく監査報告を行うため、学校法人アリス国際学園寄附行為第29条の規定に従い、本学校法人の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細書）を含め、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査の結果、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況に関し、不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以 上